

## 〈研究ノート〉

## 財政学ノート(2)

小林 晃

## 5

以下でいう「現代の財政論」とは、現代資本主義の財政当局(大蔵省)にとって、その理論的バックボーンとなっている財政理論である。税・財政の制度、予算の編成と運用、財政政策の推進等々、その背後には税財政にかんする一定の見方・考え方があることはいうまでもない。したがって、税財政をめぐる諸問題を理解するためには、「現代の財政論」を肯定するか否定するか、あるいはどの程度にそうするかは別として、一通りそれを知っておく必要があることもいうまでもない。

そして、この意味における「現代の財政論」とは、一言でいえば、前号所収の4で要説したとおり、現代資本主義の総資本にとって支配的な財政観を理論的に要約し、体系化したものといえることができる。しかし同時にそれは、第一に「ブルジョア的生産関係のうちに囚われている生産担当者(資本家階級、総資本)の諸観念」、「経済的諸関係の疎外された現象形態」、したがって「その内的関連が隠蔽されて、日常の観念に入りやすくなっている」現象形態を、「教義的に通訳し、体系化し」たものであるがゆえに、また第二に階級社会の構造からして、イデオロギー(物の見方・考え方)面でも時の支配階級が支配的影響力を一般に及ぼす仕組みになっているだけに、一般国民にとっても多かれ少なかれ「常識」となりがちな財政観でもある(前号所収の3の(2)参照)。

そこで以下では、大蔵省編著の年報『図説・日本の財政』によりつつ、「現代の財政論」の要旨を簡単な批判的コメントつきで紹介・検討してお

きたい。

### (1) 財政の意義と役割

#### ① 財政の意義, 目的, 役割

「今日の経済は、しばしば混合経済とよばれるように、経済に占める政府の比重が大きく、政府（国や地方公共団体）が行う経済活動としての財政は、国民生活ときわめて密接かつ必要不可欠なものとなっている<sup>(1)</sup>」。

「財政は政府（国や地方公共団体）の経済活動である。われわれの経済生活は、企業と家計における生産と消費の循環のうえに成り立っているが、民間の経済活動だけでは満たすことのできない公共の必要性を充足するのが政府であり、政府は民間から必要な資金を税金などの形で調達し、さまざまな活動を行なっている。この政府の活動を経済的側面からとらえたものが財政にはかならない。

財政は社会共通の利益の追求や共同の需要の充足を目的としている<sup>(2)</sup>」。

#### ② 国民経済の循環と財政

「財政は政府の経済活動であるので財政を知るためには、まず財政を含む国民経済全体のしくみを概観することが必要である。

今日の発達した工業化社会では、経済主体は、抽象化すれば、企業と家計に分けられる。企業は生産活動を担当する。勤労者を家計から雇い入れ、原材料を他の企業から購入して新しい財貨やサービスを生み出して市場で売却する。一方家計は企業に対し労働を提供し、代償として得た報酬で財貨サービスを市場で購入して消費を行なう。

ところで家計と企業によるこのような経済活動は同時に、治安の維持や道路のような経済活動を円滑にするための基盤の整備を要求するようになる。さらに純粋な市場経済のなかでは充足されない共同生活を営むための欲求が強まってくる。そこで、第三の経済主体として政府が登場する。政府は、企業、家計から税金等の形で社会の共同生活に参加するための費用を徴収して、公共施設への投資や、治安、消防などのサービスを提供し、

あるいは社会保障給付などを行ない、企業や家計の欲求を充足させる<sup>(3)</sup>」。

### ③ 現代財政の役割と意義

「財政の内容は一定不変のものではなく、政府の役割として人々が期待するものが変化するにつれて、時代によっていろいろ変遷してきた。

18世紀後半から19世紀にかけての資本主義勃興期には、自由競争による経済の調和と発展が主張され、また強く信じられるようになった。この時代には、政府はできるだけ民間の経済活動に介入せず、政府の活動は、国防、司法、警察などのような必要最小限度の公共的機能にとどめるべきであるとされ、いわゆる安価な政府 (Cheap Government) が理想とされた。

しかし、社会経済の発展と複雑化に伴い、自由競争原理だけでは解決できない問題が増大し、市場メカニズムの欠陥が認識されるに及んで、政府に消極的な機能しか認めない19世紀的国家理念に代わって、政府は国民の福祉のために積極的に関与すべきであるとする福祉国家の理念がしだいに強調されるようになった。

一方、1930年代以前には、財政支出が租税などの経常的な収入を超過する不均衡財政は、不健全な、望ましくないものとされていたが、1930年代の大恐慌を契機として、ケインズなどによる近代的な経済学説が支配的になるに及んで、景気の変動に応じて財政規模を弾力的に動かし、総需要を調節して景気の安定をはかるべきだという考え方が広まり、財政論のなかに定着していった<sup>(4)</sup>」。

「こうして今日では、精緻な経済分析に基づく適切な財政活動と民間の旺盛な経済活動が補い合って運営される混合経済体制に移行している<sup>(5)</sup>」。

「このような流れの中で、第二次大戦後、先進各国は共通して、福祉国家政策と総需要管理政策の二つの柱からなる、政府による民間経済活動への介入政策を進めてきたといえよう。その結果、欧米主要国は一様に『大きな政府』を有するに至ったが、近年、国民の負担増や財政収支バランスの悪化といった問題に直面しており、先進各国ではこうした財政の規模や政府の役割の膨張の見直しを行っている<sup>(6)</sup>」。

みられるとおり、財政の意義や役割にかんする「現代の財政論」の諸規定は、一見ほとんど正しく自明のことであるかのように見える。だがそう見えるのは、前号所収の3でみたとおり、それらの諸規定のほとんどが、事柄の本質を問うことを無視して現象から直接にみちびきだされ、したがって「普通の思考形態として、直接に自然に再生産される」「日常の観念」(常識)を理論化したものといってよいからである。いわゆる「天動説」が当然に正しく自明に思えるのと相似ている。

それでは「現代の財政論」の諸規定にどのような理論的問題点が含まれているか、ごく簡単に列記しておこう。まず第一に、国民経済のとらえ方についてである。規定によれば、要するに「国民経済全体のしくみ」は、「生産活動を担当する」企業と「消費を行なう」家計における「生産と消費の循環のうえに成り立っている」という。たしかに現象的にはそういつても間違いはないが、規定にはそれ以上のものは含まれていない。逆にいえば、資本主義的国民経済を問題の対象としているにもかかわらず、その肝心の歴史的本質すなわち、(1)社会の主要生産手段が私有財産として資本家階級の手元に集中支配されていること、(2)生産の直接的目的は、労働力(労働ではない)商品の売買という形態をとった資本主義的搾取を通じて、資本による無際限の利潤追求を行う点にあること、(3)生産の全社会的計画性ではなく無政府性が、全面的商品生産としての資本主義的国民経済の一属性であること、等々がほとんどまったく考慮されず看過されていることである。くわえて現代資本主義に固有の現代的本質というべき独占資本の成立と支配という観点も欠落している。その点規定では、「社会経済の発展と複雑化」として、まったく抽象的かつ無内容に述べるにとどまっている。

第二に、国家の捉え方についてである。規定は国家を企業、家計につぐ「第三の経済主体」としてとらえ、そしてそれが「社会の共同生活に参加するための費用」としての租税を徴収し、その支出を通して「共同生活を営むための欲求」を充足するという。つまり、国家の性格と役割をいわばア・プリアリ(先天的、先験的)に、諸階級の利害を超越した「第三者的」



ないし「中立的」なものとして認識していることである。その頂点が現代国家＝「福祉国家」論である。たしかに現象面だけみれば、ここでも自明のことを述べているようにみえる。しかし、そうみえることと実際（事柄の本質）とは必ずしも一致しないことは先にも指摘しておいたとおりである。科学的国家論が示すとおり（後述の6参照）、当該階級社会において、支配的地位を占める階級の階級利益を擁護するところに、国家の本質と基本的役割がある点をまったく無視している。

第三に、国家財政の基本的役割と目的にかんする規定をみると、上述の問題点がいっそう明白となる。民間の経済活動だけでは満たすことのできない公共の必要性」「社会共通の利益の追求や共同の需要」の「充足」にあるとしているからである。当為（ないし願望）と現実（ないし本質）とを取り違えた非科学的規定というべきであろう。現代税制の構造的体質ともいうべき不公平税制の存在、軍拡と福祉切捨に象徴される「行革」の推進等々少し想起しただけでも、「現代の財政論」の諸規定に直ちに首肯しがたい重要な問題点が含まれていることが明らかであろう。

なお、租税を「社会の共同生活に参加するための費用」ないし“分担金”（拠出金）としてとらえ、その資本主義的階級性（本質）をまったく無視していることも重大問題であるが、この点については6の(4)を参照されたい。

## (2) 現代財政の4つの役割

### ① 資源配分の調整

「自由主義社会においては、資源配分は基本的には競争的市場機構の働きに委ねられている。しかし、国民生活に必要な財貨・サービスの中には、市場機構内部の民間企業によっては供給されないか、されても不十分なものがある（公共財）。

たとえば、国防、外交等国民に一様に供給されるという性格をもつ財貨・サービスである。このような財貨・サービスは、市場機構を通じた価格形成が不可能であり、利潤を目的とする民間企業によっては供給されな

いので、公共部門によって供給されなければならない。

また、教育、医療のように、ある個人の消費がこれらを直接消費しない人々にも便益（外部経済）を及ぼすものや、逆に公害のようにある経済活動が社会的損失（外部不経済）をもたらすものがある。このような社会的便益・損失は市場価格に確実に反映されにくい。したがって、政府が補助金や課税によって市場機構に介入し、社会的評価と市場の評価との間のずれを是正したり、あるいは、公共部門自体が外部経済の大きい財貨・サービスを供給することを通じて社会にとっての最適供給量を実現することが期待される分野が存在する。

次に、電力、ガス、水道等の公益事業については、設備面でのスケール・メリットが顕著であり、独占的供給の方が効率的であるが、独占に伴う競争の制限は妥当な価格形成を妨げるため、政府による何らかの規制が必要となる。

このほか、新エネルギー開発のように投資に必要な資金やリスクがあまりに大きく、民間企業では負担しきれない場合には、政府によってこれを推進していくことが必要となる場合もある<sup>(7)</sup>。

みられるとおり、「現代の財政論」によれば、現代財政の第一の役割ないし機能は「資源配分の調整」である。社会的な「資源の最適配分」、いかえれば財貨・サービスの「社会にとっての最適供給量を実現すること」にあるとされている。

というのも、「自由主義社会」すなわち資本の利潤追求（搾取）の「自由」が保障された資本主義社会では、「資源配分」ないし財貨・サービスの供給は、「基本的には競争的市場機構の働きに委ねられている」。つまり、社会的必要にもとづく計画的な供給ではなく、個別資本による最大限利潤追求の無政府的生産の事後的結果としてしか実現されえない。そのため社会的に必要な財貨・サービスであっても、個別資本にとって十分利潤が見込めるものは十分供給されえても、十分な利潤が見込めないものは供給されないか、不十分にしか供給されえないという事態が必然的に生じる。たと

えば、公園、低家賃住宅、保育所、幼稚園、失業対策事業、保健事業、各種社会福祉・更生援護施設など社会的な生活基盤がそれである。

まとめて言えば、「利潤を目的とする民間企業によっては供給されない」(上記の例)、「投資に必要な資金やリスクがあまりに大きく、民間企業では負担しきれない」(新エネルギー開発、道路、港湾など産業基盤)、「設備面のスケール・メリットが顕著で、独占的(一元的)供給の方が効率的である」(電力、ガス、水道など)等々。このため、「民間部門」による「私的財」としては供給されないか、不十分にしか供給されない分野で、「公共部門」が、すなわち広義の財政活動をつうじて、それらを「公共財」として供給することによって、社会全体としての「最適」な「資源配分」「財貨の供給」が補完、調整されるというものである。

一見まったく正当にみえるこの規定にも、いろんな重大な問題点が含まれている。たとえば、国防、外交、警察など国家による階級的な権力行為を「財貨・サービス」視することによって、その政治的性格をまったく無視し(あるいは政治と経済の混同)、またそれを「公共福祉」の観点から「国民に一律に供給される」ものとすることによって、その階級性をまったく無視(ないし隠蔽)していることである。

また総じて、「公共財」の供給者である国家の階級性がまったく無視されている。いいかえれば、資本主義国家による「資源配分」の本質は、資本蓄積の推進という経済的観点ならびに体制の維持、安定という政治的観点を統一した総資本の利害得失にあることが無視されている。「社会にとっての最適供給(配分)」というが、誰にとっての「最適」なのか、国民の一方にとっての「最適」は他方にとっての「最悪」という対立関係は存在しないのかどうか、一顧だにされていない。「行革」予算下で、国防、「海外援助」「大型公共事業」など総資本にとっての「総合安全保障」費が優先されている反面で、福祉、教育、医療等が次々に切捨てられている現実が証明しているとおおり、階級性を無視しては科学的規定とはなりえない。

また、「資源配分の調整」機能にもかかわらず、工業に比した農業の大

幅な立ち後れと両者間の発展格差が一向に解消されず、むしろ拡大していることも、規定がもつ非科学性の一面をよく実証しているといつてよい。

## ② 所得の再分配

「財貨・サービスの供給が市場機構を通じて効率的に行われたとしても、同時になされる所得の分配は、必ずしも『公正』であるとはかぎらない。これは、資源配分の効率性と所得分配の公正の基準が同次元のものではないことによるものである。そこで、国民の合意の下に政府がそれを是正していくことが必要となる。

まず、歳入面においては、所得税、住民税、相続税、贈与税について累進税率を適用することにより、高所得者の税率は低所得者に比べ高くなっている。他方、歳出面においては、生活保護などの移転的支出、あるいは、義務教育における就学援助、低家賃住宅への支出などを通じ、低所得者に多くの経費が割り当てられる。こうして、低額所得者には当人の負担する税金（ただし、課税最低限以下の所得であれば税金は負担しない）以上の公共サービスが提供され、高額所得者に対してはその逆になるという形で所得の再配分が行われているわけである。さらに、各種補助金の支給も、所得の再分配政策の一環である<sup>(8)</sup>とみることもできる」。

「現代の財政論」がいう財政の第二の役割は「所得の再分配」である。そもそも所得の分配は、第一次的には利潤、賃金等々として本来の経済過程（下部構造）において行われるが、そこに国家が財政をつうじて事後的に権力的に介入して、所得の分配のいわば遣り直しを行う。この意味で、所得の「再分配」ないし第二次的分配と呼ばれる。

引用にみられるとおり具体的には、たとえば歳入面で、高所得には高い税率、低所得には低い税率ないし免税という累進課税制の適用等によって、また歳出面では、社会保障支出などの「移転的支出」（購買力の移転）、各種補助金等を通じて、国家による所得の再分配すなわち所得格差の「是正」ないし「所得の平準化」を実現するというものである。

だが、一見正当で自明にみえるこの規定にも、いろいろな重大な問題点

が存在する。「市場機構を通じ……る所得の分配は、必ずしも『公正』であるとはかぎらない」といい、そこで政府がそれを「是正」という。問題の第一は、資本主義においては、資本による賃労働の搾取が「市場機構」を通じる「所得分配」の本質をなしているかぎり、所得分配は「必ずしも『公正』であるとはかぎらない」のではなく、むしろ逆に、所得分配の不公平と所得格差の傾向的拡大が常態であり、経済的法則性であることを完全に看過していることである。

そして問題の第二は、政府（国家）は超階級的な「国民の合意」に従って行動する機関ではなく、実質上の総資本にはほかならないことが無視され、したがって政府は原則として自ずから所得の不公平を「是正」するものとア・プリオリに非科学的に決め込んでいることである。総資本としての国家による「是正」は、体制の安定的維持のために政治的に必要なかぎりにおいてにすぎない。このことはたとえば、一方で、1988年分の最高額所得が約430億円で納税額約68億5千万円、可処分所得361億5千万円（国税庁公示）、他方で民間サラリーマンの平均家庭（夫婦子2人）の年収が約400万円で税負担額（ただし消費税ぬき）が約49万円、可処分所得351万円（国税庁調査）という対照的な事実が雄弁に物語っているといつてよいであろう。もし、「所得の再分配」機能が、規定のいうとおりの実効性をもつものであれば、これほど極端な所得格差は存在しえないはずだからである。

さらにまた、国家による所得の再分配とは、実質的には総資本による、総資本のための再分配にほかならないという本質は、近年の税制「抜本改革」や「行革」において、いっそう露骨に示されているといつてよい。たとえば、規定が所得再分配の手段として挙げている累進課税制度の骨抜き（最高税率の大幅引下げや、高額所得にたいする累進課税の事実上の適用廃止など）、「行革」の名による大幅な福祉切捨て等々が、昨今むしろ著しく強められているからである。

### ③ 経済の安定化

「財政による経済安定化（財政の景気調整機能）」は、大きく二つに分けられ



る。その一つは、財政の自動安定化機能（ビルト・イン・スタビライザー）である。この機能は、財政のなかに既に制度的に組み込まれているものであり、時期がくれば自動的に機能するという点に特徴がある。たとえば、累進税率構造をもつ所得税や景気変動に敏感に反応する法人税による税収は、好況期には自然に増加して可処分所得や法人利益の増加を抑えることを通じ、個人や法人の需要を抑制することとなり、逆に不況期には税収が自然に減少して可処分所得や法人利益の減少を緩和する効果がある。また、財政支出の面でも、失業手当などの社会保障給付の給付条件を一定にすれば、不（好）況期には社会保障費の支出が増加（減少）し、景気変動を安定化させる効果が期待できる。

もう一つは、裁量的な財政政策（フィスカル・ポリシー）である。具体的には、不況期には、公債発行による財政規模の拡大、公共事業の施行促進あるいは減税などにより景気の刺激を図り、景気が過熱しインフレなどが起こるおそれがある場合には、財政規模の抑制や予算執行の繰延べあるいは増税などによって有効需要の拡大を抑えることである。すなわちこの政策は、政府が積極的に新たな財政的手段を打ち出すことにより景気の安定化を図っていこうとする点に特徴がある。自由主義経済は、好況、不況という景気循環を繰り返しながら成長してきたが、このような不安定な経済は、資源の効率的配分及び所得の公正な分配を妨げることがある。1930年代の大恐慌は市場機構自身の調整能力にも限界があることを明確に示した。それ以来、景気に対し中立的立場をとってきた政府に、積極的な景気安定化政策をとることが期待されるようになった。

しかしながら、最近、裁量的な財政政策の効果を疑問とする見方も少なくない<sup>(9)</sup>。

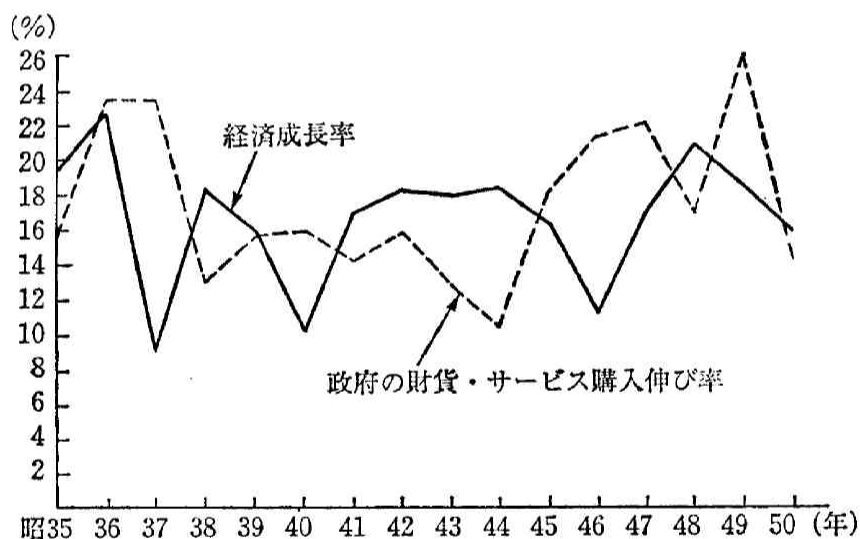
現代財政の第三の役割とされるのが、「経済の安定化」、いいかえれば景気調整機能である。財政政策（ないし歳入・歳出）を通じて一国の総需要に影響を与えることによって、すなわち不況期には有効需要を増大し、好況ないし景気過熱期には逆にそれを抑制することによって（countercycle）、景



気の動向を政策的に調整し、景気変動による経済の不安定化を解消するというものである(第5図参照)。

その第一が「自動的」な安定化機能 (built-in-stabilizer)——所得税の累進課税制度、景気変動に敏感に反応する法人税、景気変動にかかわらず給付条件を一定にした失業手当など社会保障給付等々——であり、第二が「裁量的」な安定化機能 (fiscal policy)——赤字国債発行による財政支出の拡大や減税、もしくは財政支出の抑制や増税等々——である。特に後者は、資本主義の「市場機構自身の調整能力(自動調整力)にも限界があることを明確に示した」1930年代世界大恐慌を契機に登場したものであることは、すでに前号の4で述べたとおりである。

第5図 政府支出と経済成長率の対応関係



出所：大蔵省『日本の財政』1975年版，13頁。

ここにも種々な問題点が含まれている。まず第一は、景気循環、なかでもとりわけその中で決定的局面をなす恐慌(不況)にかんする科学的規定を欠いていることである。恐慌は、生産の社会的性質と所有の私的性質と<sup>(10)</sup>いう資本主義の基本的矛盾に根ざす法則的産物であり、周期的業病——「過剰」が貧困の原因となる——である以上、景気変動を文字どおり「裁量」して経済の「安定化」を真に実現することは不可能であるし、ましてや資本主義という枠組を残したままで景気循環と恐慌(不況)をなくする

ことは不可能である。

たしかに、ごく限られた範囲内では政策意図を「裁量」することも不可能ではない。だがその場合でも、「景気調整機能」のメリットは、全国民に満遍なく均霑するわけではないにもかかわらず、先の規定はその点——階級性——をまったく無視している。たとえば実際には、過去の事実が幾度となく証明しているとおおり、不況対策の財源としての赤字国債の累積は、原則として必然的になんらかの形の大衆増税をもたらすし、また不況対策としての「公共」投資も、勤労国民向けの生活基盤ではなく、大企業（独占資本）にとって即効性の高い大型プロジェクト投資が常に優先されている。なお、大資本の立場からして効率性と即効性がきわめて高い軍需——この面からも、経済の軍事化と軍事費の拡大が、現代資本主義の必然的な一随伴現象となる——が、不況対策の重要な一環となっている事実を目を閉じている点も重大問題である。

#### ④ 適度の経済成長の実現

「現代の財政には、国民経済が適度の成長を達成していくよう誘導するという役割が課せられている。経済成長とは、国民経済全体の活動水準が拡大することであり、経済全体の規模が大きくなることによって、国民全体の生活水準や福祉の度合いも向上していく。経済成長だけをとらえれば、経済成長率は高いにこしたことはない。しかし、あまりに成長率の高さばかり求めすぎると、景気変動の波が大きくなったり、国民経済のなかの各部門間の均衡が失われ、また国際収支の悪化や物価の上昇が生じたり、あるいは公害問題等成長に伴うひずみの部分が大きくなったりする。とくに、資源や労働力の面で供給力に制約があるときには、こうした問題を生じない範囲でのもっとも高い成長率（＝最適成長率）を実現することが経済政策の重要な課題になるわけである。

財政面からの具体的な成長政策としては、税制、補助金、財政投融资などを通じて、民間の資本蓄積、技術革新、資源開発を促進したり、農業や中小企業等の低生産性部門の近代化を進めたりしていることがあげられる。

また、道路、港湾等の生産基盤としての社会資本の整備拡充や、教育科学技術の向上なども、長期にわたる経済成長の基盤をつちかっている<sup>(11)</sup>。

現代財政の第四の役割とされるのが、「適度な経済成長の実現」を財政面から政策的に「誘導」するというものである。役割の③と④は内容上重なりあうことが多いが、その中で前者が景気変動に伴う経済の不安定化に対処することに重点を主に置いているのにたいして、後者は主として構造上の問題に対処することに重点を置いていると見てよいであろう。すなわち、「税制、補助金、財政投融资」などをテコとして、(一)「民間の資本蓄積、技術革新、資源開発」の「促進」、(二)「農業や中小企業等の低生産性部門の近代化」、(三)「道路、港湾等の生産基盤としての社会資本の整備拡充」、(四)「教育科学技術の向上」などがそれである。

一見なんら異論のないように思えるここにも、いろいろな重大な問題点が含まれている。まず第一は、「一極における富の蓄積は、同時に対極における貧困の蓄積<sup>(12)</sup>をもたらす資本主義的経済成長（資本蓄積）の「敵対的性格」<sup>(13)</sup>、その歴史的性質（階級性）が、まったく無視され、「経済成長」すなわち「国民全体の生活水準や福祉の度合い」の「向上」として抽象的に非科学的に、したがってまた非現実的にとらえられていることである。したがってまた、資本主義的経済成長（資本蓄積）が必然的に生み出す失業その他の諸矛盾も、偶然で一時的なたんなる「ひずみ」としてしか捉えられていない。

同様に、「財政面からの具体的な成長政策」についても、総資本ないし独占資本の立場からみた国民経済の「効率化」（体制的合理化）という階級的本質がまったく無視され、抽象的に「国民全体の生活水準や福祉の度合い」の「向上」と直結するかのごとく述べられている。これがいかに非科学的で非現実的であるかは、たとえば、「農業の近代化」が独占資本の利益を優先して、農民の一方的犠牲のうで進められている現実——重化学工業製品の輸出確保を引替とする農産物輸入の一方的な自由化、農産物自給率の引下げ、減反と米価抑制など——を挙げただけでも明らかであろう。

- (1) 大蔵省（調査企画課）編著『図説・日本の財政』1973年度ならびに88年度版、2頁。東洋経済新報社刊。
- (2) 前掲書，70年度版，1～2頁。
- (3) 前掲書，71年度版，23頁。
- (4) 前掲書，73年度版，2～3頁。ただし，88年度版（2～3頁）によりつつ引用者の手で文章表現を補強している。
- (5) 前掲書，71年度版，2頁。
- (6) 前掲書，88年度版，3頁。
- (7) 前掲書，3～4頁。
- (8) 前掲書，4～5頁。
- (9) 前掲書，5～6頁。
- (10) 「好景気，不景気は定義できても景気そのものは定義できないとされる。経済企画庁内部の試論的定義は『総体的な経済活動の盛衰（物，人，金の動き）の各経済分野，部門への浸透度とそのスピードの双方がそれぞれ高く，速いことが「景気がよい（好況）」であり，逆に低く，遅いことが「景気が悪い（不況）」である』とされている」（朝日，83・11・26）。
- (11) 前掲書，75年度版，12頁。  
ただし，この4つ目の役割については83年度版以降，記載がないが，その理由について同年報は何も述べていない。
- (12), (13) マルクス・エンゲルス『資本論』，岩波文庫，第3分冊，231，232頁。

## 6

### (1) いわゆる経済学プランと財政論

一般に経済学を科学としてはじめて体系的に確立したのはマルクス・エンゲルスであったとあってよいが（『資本論』に集大成<sup>(1)</sup>），広義の経済学の一環をなす財政論を，はじめて科学として基本的に確立したのも，事実上，マルクス・エンゲルスであったとあってよい<sup>(2)</sup>。

唯物史観，『資本論』，階級国家論が，マルクス主義の財政論を構成するいわば三つの柱をなしている。唯物史観を「導きの糸」としつつ，『資本論』と階級国家論を結合することによって，財政現象の科学的・理論的な解明もはじめて可能となったからである。ただ，マルクス・エンゲルスは，みずからの財政論を体系的な一書としては残していない。しかし，『資本

論』をはじめとする諸著作や多数の論文・評論のなかで、「二つの偉大な発見、すなわち、唯物史観と剰余価値による資本主義的生産の秘密の暴露<sup>(3)</sup>」ならびに国家論を基礎としつつ、国家財政に関する理論的・実証的な分析と見解とを豊富に残している。

マルクス・エンゲルスとりわけマルクスが、いずれ体系的に財政論を展開する予定もっていたであろうということ、そしてその際、何をどのようにとりあげるつもりであったかということは、『経済学批判』の「序言」や「経済学批判への序説」に記されたいわゆる経済学プランによって、ほぼうかがい知ることができる。このなかでマルクス・エンゲルスは、「市民社会の内部構造を形成していて、それに基づいて基礎的な諸階級が存在する諸範疇。資本。賃労働。土地所有。それらの相互関係。都市と農村。三大社会階級。そのあいだの交換。流通。信用制度（私的）」、いかえれば「近代市民社会がわかれている三大階級の経済的生活諸条件」を解明したのち（以上が『資本論』の内容にほぼ該当する）、そのうえに立って「国家の形態でのブルジョア社会の総括」を行ない、そこでの具体的な分析対象として、『不生産的』階級。租税。国債。公信用<sup>(4)</sup>などを想定していた。

こうしてマルクス・エンゲルスは、経済学プランの全体構想の一環として、すなわち『資本論』の一統編として国家財政論を予定し、それを、「近代市民社会がわかれている三大階級の経済的生活諸条件」と「近代社会の経済的運動法則<sup>(5)</sup>」の理論的解明を踏まえた「国家の形態でのブルジョア社会の総括」の中心に位置づけ、このなかで、「租税・国債・公信用」等を手段とする上部構造としての国家の経済的役割とその意義を明らかにする意図をもっていたといつてよい。そして実際、資本主義国家財政の歴史的・階級的な本質と役割に関する彼らの根本見解は、彼らの数多くの著作や論文の随所に示されている。

## (2) 唯物史観と国家財政

### ① 上部構造としての国家財政

マルクス・エンゲルスによる財政現象の具体的分析と財政論の科学的展開にとっても、「導きの糸」となったのは、いうまでもなく唯物史観の見地であった。唯物史観の根本命題は、「単に経済学にとってばかりでなく、すべての歴史科学（そして自然科学でないすべての科学は歴史科学である）にとっても一つの革命的発見であった<sup>(6)</sup>」と、エンゲルス自身その決定的意義を強調している。

唯物史観の見地によれば、国家財政は基本的には社会の上部構造を構成する一要素であり、その活動は上部構造としての一機能である。財政は、政治の物質的裏づけをなす経済という意味において一種の経済であるといってもよいが、しかしそれは、本質的には、上部構造としての国家の権力行為の一側面——経済的側面——をなしている。ここに財政が社会総体のなかで占める独特の位置と特殊性がある。そして、この国家そのものは、「物質的生産諸力の特定の発展段階に対応する生産諸関係の総体」としての「社会の経済的構造<sup>(7)</sup>」つまり下部構造を「現実的な土台」として、その上に存立し、それによって基本的に規定される上部構造にほかならないからである。したがって、国家財政の歴史的並びに階級的な性格、その形態と機能は、究極的には、社会の下部構造によって規定され、あるいは制約される。この意味で国家財政は、観念論によってしばしば逆立ちして理解されるのであるが、「決定する要素」ではなく「決定される要素」である。それは、「独立的発展をなす独立の領域ではなく、その現在の状態もその発展も、結局は社会の経済的生活諸条件」によって規定され、したがってまたそれは、「全体としては、生産を支配する階級の経済的要求が総括された形で反映したものにすぎない<sup>(8)</sup>」ということができる。

## ② 財政の被規定性と反作用

このように国家財政は、基本的・究極的には、下部構造によって「決定される要素」であるとしても、しかしこのことは、下部構造が「唯一の決定要素<sup>(9)</sup>」であり、「唯一の能動的なもの」であって、それに反し財政は、下部構造にたいしてもっぱら受動的であり、なんらの積極的な働きかけも



なしえないことをけっして意味するものではない。下部構造が、「第一次的動因」であるとしても、そのことは、上部構造としての財政が、「再び第二次的ではあるが反作用的な影響を与えることを除外しない」。財政は、下部構造にたいする「相対的独立性によって、再び生産の諸条件や進行に反作用する」。つまり、「究極的には常に自分を押し通す経済的必然性の基礎の上における交互作用」として、国家と国家財政も、一つの「経済的な力」として作用する。「たとえば国家は、保護関税、自由貿易、良いまたは悪い国庫状態等によって作用<sup>(10)</sup>」する。

こうして国家財政の「反作用」と「交互作用」は、大きく分けて基本的に次の二様の方向をとる。一つは、それが、「合法則的な経済的發展の意味において、またその方向に向かって作用する」かぎりでは、基本的に「両者のあいだでは何のいざこざもなく、経済發展は促進される」。あるいは、経済的「發展の速度を速め」る。しかし、これと反対に、それが「合法則的な経済的な發展にたいして反対に作用する」か、その「反作用が逆の方向に働く」場合には、「経済的發展を邪魔し」、「経済的發展に大きな傷害を与え、力および素材の浪費を大量につくり出し」、「経済的發展から特定の方向を遮断して、他の方向を指図」し、その發展方向ないし発現形態を変更ないし「変形させ」る。しかし、これも一時的であって、長期的には、そして結局は、客観的な経済的合法則性に「適応」することを余儀なくされ、したがって「その作用は、結局は消えてしま<sup>(11)</sup>い、「きまって経済的發展に屈服する」。

これを具体的な事例でいえば、前者の場合に該当するのが、たとえば、物質的生産力を封建的桎梏から解放する歴史的・客観的役割を果たす本源的蓄積期の国家財政、資本主義の自由主義段階への移行と發展の時期における自由主義的財政政策、後進資本主義国におけるいわゆる育成（保護）関税、さらにはプロレタリアートの階級支配の経済的基礎をなす社会主義国家財政など、がそれである。これにたいして、後者の場合の例として、たとえば、独占価格ならびに独占資本の国内市場を保護する役割を果たす

カルテル関税,あるいは総じて資本主義の独占段階とりわけ国家独占資本主義期の国家財政一般——というのは,それは,短期的かつ局部的には生産力と資本蓄積を政策的に加速する側面をもっていることはいうまでもないが,しかし,歴史発展の長期的観点からすれば,現代国家独占資本主義は,「生産力の発展」に「照応」する形態ではなく,とっくにその「桎梏」となっていること,そしてこの「桎梏」化した生産関係を維持し,延命するために,反動的な一役割を客観的に果たしているのが,一般に現代資本主義の国家財政にはほかならないから——をあげることができる。

そして最後に指摘しておかなければならないのは,国家財政の「反作用」と「交互作用」は——いずれの方向をとるにせよ——,階級社会においては,その社会の基本的矛盾——生産力と生産関係との矛盾——の発展を促し,したがってそれとともに階級対立と階級闘争の発展をいっそう促進するということ,こうしてそれは,つまるところ,社会のより高度の段階への移行と歴史発展の物質的・主体的諸条件を加速的に成熟させるということである。資本主義財政に即していえば,資本主義の基本的・内在的矛盾の発展ならびにそれとともに労資の「敵対的」な階級対立と階級闘争の発展を加速的に促進し,そうすることによって,「この敵対を解決するための諸条件」<sup>12)</sup>すなわち社会主義移行の一般的な客観的・主体的条件の成熟を促進するということである。

### (3) 財政の主体としての国家

ブルジョア的財政論は,多くの場合,その体系から国家論を除外し,しかもそうすることによって超階級的な非科学的国家論を暗黙のうちに事実上前提している。しかし,すでに指摘したように,財政は,国家権力の経済行為であるから本質的には社会の上部構造に属し,この意味で国家は財政活動の直接の主体をなしている。ここに,一種の経済としての財政の特殊性があるということもできる。こうして,国家論抜きには——ましてや,非科学的・観念的な超階級的な国家論を暗黙に前提したうえでは——,財政

現象を科学的かつ十分にとらえることはできないことは明らかである。というよりはむしろ、国家論は、財政論の不可分の一環をなすといわなければならない。

### ① 国家の発生と起源

マルクス・エンゲルスが科学的国家論を確立する際の出発点をなしたのは、従来の頭で立っていた「観念的・哲学的」<sup>13</sup>国家論を、史的唯物論の基礎のうえに打ち立てることであった。そしてそれによって、国家とは、物質的生産力の一定の歴史的発展段階において、そしてそのもとでの階級の出現と社会の階級への分裂とともに必然的に生まれた、「階級対立の非和解性の産物」<sup>14</sup>にはかならぬことを初めて解明した。「国家は永遠の昔からあるものではない。国家なしにすましていた社会、国家や国家権力のことなど夢にも考えなかった社会が、かつてはあった。諸階級への社会の分裂を必然的に伴った経済的発展の一定の段階で、この分裂によって国家が一つの必要物になった」。「国家は……一定の発展段階における社会の産物である。それは、この社会が自分自身との解決不可能な矛盾に絡みこまれ、自分でははらいのける力のない、和解できない対立物に分裂したことの告白である。ところで、これらの対立物が、すなわち相争う経済的利害をもつ諸階級が無益な闘争によって自分自身と社会を消耗させることのないようにするためには、外見上社会のうえに立ってこの衝突を緩和し、それを『秩序』の枠内に引きとめておく権力が必要になった。そして、社会から生まれながら社会のうえに立ち、社会にたいしてみずからをますます疎外していくこの権力が、国家である」<sup>15</sup>。

このように、マルクス・エンゲルスは、物質的生産力の発展——生産手段の私的所有の発生に伴う階級の発生と、社会の諸階級への分裂——非和解的な階級対立と階級闘争の発生と発展という歴史的条件のなかから、階級支配（抑圧）のための「公」権力としての国家発生の歴史的必然性を明らかにした。いまや社会は、原則的に「和解できない対立物」、敵対的な諸階級へ分裂した。だが、このなかで支配階級は、みずからが支配する社会

を解体するのではないかぎり、自分の敵対的な「対立物」である被支配階級を根絶するわけにはいかない。そうであるかぎり支配階級は、被支配階級を抑圧しつつ支配し、一定の「『秩序』の枠内にひきとめておく」ための「公的」強力を不可避的に必要とする。同時にまた、そのような「公的」強力の出現が必然となる。ここにおいて国家が歴史上はじめて発生し、「血縁団体に立脚する古い社会（すなわち原始共産主義の氏族共同体）は、新たに発展してきた社会諸階級の衝突のなかで打ち砕かれる。それに代わって、国家に総括された新しい社会（奴隷制社会）が現われる<sup>(16)</sup>」。

## ② 国家の歴史的・社会的本質

こうして国家は、社会の一定の歴史的発展段階において、社会の階級への分裂と階級対立の発生とともに必然的に生まれた歴史的・社会的産物である。ここからまた国家の本質と特徴もおのずから規定される。「国家は階級対立を抑制しておく必要から生まれたものであるから、だが同時にこれらの階級の衝突のただなかで生まれたものであるから、それは、通例、最も勢力のある、経済的に支配する階級の国家である。この階級は、国家を用具として政治的にも支配する階級となり、こうして、被抑圧階級を抑圧し搾取するための新しい手段を手に入れる。たとえば、古代国家は、なによりもまず奴隷を抑圧するための奴隷所有者の国家であった。おなじように、封建国家は農奴的農民と隷農を抑圧するための貴族の機関であったし、近代の代議制国家は、資本が賃労働を搾取するための道具である<sup>(17)</sup>」。「階級対立のかたちをとって運動してきたこれまでの社会には、国家が必要であった。つまり、そのときどきの搾取階級が、自分たちの外的な生産諸条件を維持するため、したがって、とくに現存の生産様式によって規定される抑圧の諸条件（奴隷制、農奴制または隷農制、賃労働）のもとに被搾取階級を力づくでおさえつけておくために使う組織が必要であった。国家は全社会の公式の代表者であり、目に見える一団体に全社会を総括したものであった。しかし、国家がそういうものであったのは、国家がそれぞれの時代に全社会をみずから代表していた階級の国家——すなわち、古代では

奴隷所有者である国家市民の、中世では封建貴族の、現代ではブルジョア<sup>18</sup>の国家——であったかぎりにすぎなかった」。

みられるように、国家とは、社会の基本的生産手段を所有する「支配階級の国家であり、そしてどんな場合にも、本質上、被抑圧・被搾取階級を抑圧するための機構」であり、「他の階級を抑圧するための一階級の組織された強力」である。ここに、国家の歴史的・社会的本質と役割がある。そして、これによって、「自分たちの外的な生産諸条件」と「現存の生産様式によって規定される抑圧の諸条件」、さらにはこれらを土台とする全社会体制を維持し強化する。このかぎりでは、国家がいかに多様な歴史的諸形態をとろうとも、共通して変わらぬ根本特徴をなしている。

だが、ここでの財政論の主題からすれば、問題は資本主義の国家形態とその本質である。マルクス・エンゲルスによれば、資本主義も立憲君主制やファシズムなど多様な国家形態をとるとはいえ、ブルジョア民主共和制（いわゆる普通選挙制に基礎をおく立憲議会主義）こそが、一般に、資本主義の下部構造に歴史的に照応する——あるいはそれを反映した——「正常な形態」<sup>19</sup>である。すなわちブルジョア民主共和制は、実質的に存在する「財産（生産手段）の差（その所有と非所有）」<sup>20</sup>、したがって階級と階級搾取を、全社会成員の法律（形式）上の自由・平等という形態によって隠蔽し、またその形態を通じて、ブルジョアジーの階級独裁（支配）を実質的に実現し確保する、資本主義に歴史的に固有の「正常な形態」である。マルクス・エンゲルスならびにレーニンは、資本主義の国家形態について、このような歴史的規定と特徴づけを与えたのち、資本主義国家の階級的本質と基本的役割を次のように簡潔に要約している。「近代の代議制国家は、資本が賃労働を搾取するための道具である」<sup>21</sup>。「近代の国家権力は、ブルジョア階級全体の共同事務を処理する委員会にすぎない」<sup>22</sup>。「近代国家は、どのような形態をとっているにせよ、本質上は資本家の機関であり、資本家の国家であり、観念上の総資本家である」<sup>23</sup>。「ブルジョア国家の形態は多種多様であるが、その本質は一つである。これらの国家はみな、形態はどうある



うとも、結局のところ、かならずブルジョア階級の階級独裁（階級支配）なのである<sup>24</sup>」。

#### (4) 国家の経済的基礎としての財政

##### ① 階級支配の経済的基礎

上述の国家、とりわけブルジョア国家の本質規定から、国家財政とは、まず何よりも支配階級による階級支配の経済的基礎をなすという規定が導き出される。この意味で、それ自体としては歳入・歳出の見積りにすぎない国家予算は、本質としてつねにそれぞれの階級社会における支配階級の「階級予算<sup>25</sup>」といふことができる。マルクス・エンゲルスは、ブルジョア階級の「階級予算」としての資本主義国家財政の本質を、端的にこう述べている。「ブルジョア国家は、自己の階級の個々の成員および被搾取階級にたいするブルジョア階級の相互保険会社以外のものではない。それは被搾取階級の抑圧がますます困難になるので、ますます経費がかさみ、また、ブルジョア社会にたいして外見上ますます独自化せざるをえない保険会社である<sup>26</sup>」。つまりブルジョア国家の財政は、ブルジョア階級のプロレタリア階級にたいする階級支配と、支配階級としてのブルジョア階級の存続と安全を保障するという、ブルジョア国家の基本的・第一次的機能を確保するための経済的基礎をなし、この意味でまさしく「ブルジョア階級の相互保険会社」である。したがって歳入・歳出は、「自己の階級の個々の成員および被搾取階級にたいするブルジョア階級の相互保険」のための掛金であり経費である。しかも、一般的傾向として資本主義が発展するとともにその基本的矛盾と階級対立が必然的に激化していき、そのために「被搾取階級の抑圧がますます困難になるので」、経費とともに掛金も一般に必然的に膨張していかざるをえない——これが要するにブルジョア国家財政の一般的な本質であり傾向である。

ところで、ブルジョア国家は、決定的な社会的生産手段の所有者である社会主義国家と違って、経済的に「寄生的<sup>27</sup>」国家であるから、その活動



に必要な経済的基礎 = 財源を確保するためには、いわば国家の外で生産された社会的価値生産物ないし国民所得の一定部分を権力的に調達した収入に決定的に「寄生」するほかない。つまり資本主義国家の収入において、租税が決定的意義と比重とを必然的にもつことになる。「租税額について一定額を先取する権利」(先取りされた租税)としての公債を含めれば、ますますそうである。こうして、「租税は政府機関の経済的基礎」であり、「経済的に表現された国家の定在」である。このことは、同時に、国家財政のいわばメダルの反面をなす経費にも当然当てはまる。階級支配という国家の基本的・第一次的機能を果たすに要する財政支出が、ブルジョア国家の経費の本質だからである。広義の国家機関費、軍事・警察費、外交費などが、そうした役割を基本的にもった経費であることは説明を要しないであろう。だが、さらに、一見階級支配と無縁にみえる社会保障関係経費等もまた同様である。というのは、それらは、いわゆる階級懐柔策に要する経費という意味で、「階級としてのブルジョアジーの支配を保障する」ものとしての資本主義的国家経費の階級の本質において、なんら変わりないからである。

## ② 資本蓄積の補完・促進

資本主義国家財政は、さらになお、第二次的・副次的役割として、上部構造の「反作用」としての一定の経済的役割をも果たす。その内容を一言でいえば、資本蓄積の補完・促進という役割である。最大限利潤追求を本質とする下部構造 = 経済によって基本的に規定された資本主義の国家財政は、逆にまたその「反作用」として、個別資本の資本蓄積と利潤追求を種々な形で補完し、促進する。そしてこれは、「生産過程自体で直接に行なわれる本源的搾取」にたいして、「総資本」としての国家による追加的な「二次的な搾取」を意味している。資本の蓄積とは、資本主義的搾取の果実たる剰余価値の資本への再転化であり、その集積にほかならないからである。「個々の資本家は個々の農民を低当や高利貸付によって搾取し、資本家階級は農民階級を国家の税によって搾取する」。こうして資本主義的

租税は、その本質において、資本家階級にとっては「相互保険」のための掛金をなすが、労働階級にとっては、「社会共通の費用」をまかなう「分担金」「拠出金」という外観をとった追加搾取を意味する。

こうして、資本主義の国家は、一方で租税・公債を、また他方で経費支出（公共投資ほか）を槓杆としつつ、さらには地方財政をも動員して追加搾取を強化し、個別資本の資本蓄積を援助し促進する。こうした国家財政の役割は、現代の国家独占資本主義において頂点に達することはいうまでもない。

ただ、資本蓄積と一言でいっても、資本主義の生成、発展、没落という歴史的発展段階の相違に応じて、その内容や性格に一定の歴史的変化があり、したがってまた、それにたいする国家財政の「反作用」——補完・促進——の仕方や形態にも当然一定の歴史的変化がある。だが、いずれにせよ、国家財政が、資本主義のそれぞれの発展段階の歴史的条件に規定されつつ、それぞれの仕方、個別資本の資本蓄積を補完・促進してきたこと、そしてまた現に行っていることに変わりはない。マルクス・エンゲルスは、彼らが存命しえた資本主義発展の前二つの時期、すなわち、重商主義段階における資本の本源的蓄積ならびに自由主義段階における本来の意味の資本蓄積と国家財政との関連、その内容と意義——被規定性と反作用——について、次のように指摘している。

「本源的蓄積の種々の契機は……17世紀末には植民制度、国債制度、近代的租税制度および保護貿易制度において、体系的に総括される。これらの方法は、一部は最も兇暴な強力に基づいて行なわれる。たとえば、植民制度の如きはそれである。しかし、封建的生産様式の資本主義的生産様式への転化過程を、温室的に促進して過渡期間を短縮するためには、いずれの方法も、社会の集中され組織された強力である国家権力を利用する。強力は、新しい社会をはらむ、すべての古い社会の助産婦である。それ自体が一つの経済的な力なのである」<sup>34</sup>。

「自由貿易政策の基礎は所得税であった。直接税が自由貿易の財政的表

現である<sup>69</sup>。「近代的分業や大工業制度が発展し、国内商業が外国貿易や世界市場に直接依存するようになってくるにしたがって、間接税制度は社会の要求と二重の衝突をするに至る。それは、国境を接した地方では保護関税とまったく同じものとなり、他国との自由な通商を妨害したり阻止したりする。内陸地域では、それは国庫が生産に介入するのと同じことになり、諸商品の相対価値をくるわせ、自由な競争と交換を乱す。これら二つの理由で、その廃止が必要になる。……そこで問題は、自由貿易制度のために、いやでも直接税制度を採用せざるをえないイギリスの工業階級は、一般の憤慨も招かず、自分たちの負担も増やさずに、直接税制度をとり入れるにはどうすればいいか、ということになる<sup>69</sup>」。

#### (5) 財政問題と階級闘争

資本主義国家財政の本質と役割、その歴史的特徴が以上のごときものであるかぎり、国家財政も階級闘争の重要な一舞台をなし、したがって、また、いっさいの財政問題も実践的には階級闘争の問題に結局帰着することは当然であり、必然である。財政問題にたいするマルクス・エンゲルスの実践的態度は、ブルジョア的・小ブルジョア的な税制改革論批判、あるいはいわゆる「財政社会主義」論批判のかたちで包括的に示されている。

「税制改革は、すべての急進的ブルジョアの十八番であり、すべてのブルジョア的な経済的改革の特有の要素である。……ブルジョアは、租税の平等配分という幻想的な理想を、実践においてそれが彼らの手中から消え失せれば消え失せるほど、ますます熱心に追い求める。

直接にブルジョアの生産に基づく分配諸関係、労賃と利潤、利潤と利子、地代と利潤の関係は、租税によっては、せいぜい副次的な点で修正を加えることができるだけで、けっして、その基礎を脅かされることはない。租税に関するあらゆる研究と論議は、このブルジョア的諸関係が永遠に存続することを前提としている。租税の廃止でさえも、ブルジョア的所有の発展とその諸矛盾の発展を促進することができるだけであろう。

租税が個々の階級に特典を与え、他の階級を特に圧迫するというところはある。これは、たとえば、金融貴族の支配のもとで行なわれているところである。租税は、ブルジョアジーとプロレタリアートとのあいだにある社会の中間諸層——これは、その地位からして、租税の負担を他の階級に転嫁することができない——を没落させるにすぎない。

プロレタリアートは、新しい租税のたびごとに、その地位を一段と低く押し下げられる。古い租税の廃止は、労賃を高めなくて利潤を高める。……租税の軽減、その平等配分等々、それは、月なみのブルジョア的改革である。租税の廃止、それはブルジョア的<sup>67)</sup>社会主義である」。

だがもちろん、このような改良主義としての税制改革論ないし「財政社会主義」論にたいする批判は、階級闘争としての改良闘争（資本主義の枠内で大衆重税に反対し、課税の公平を要求し、福祉・生活費の拡充等を要求するたばかり）の否定をけっして意味するものではない。<sup>68)</sup> 反対である。たとえばエンゲルスは、有名なエルフルト綱領批判のなかで、綱領草案第10項の財政要求に関して次のような忠言を与えている。「このところ私だったらこういうだろう。『課税の必要があるかぎり、国、県および市町村のすべての経費を支弁するための累進……税。国および地方のすべての間接税、関税等々の廃止』<sup>69)</sup>」。この引用のなかに、マルクス・エンゲルスが当時主張した（あるいは社会主義政党と労働者階級がとるべき）財政問題をめぐる階級闘争の一般的かつ具体的な指針——原則的・基本的態度と具体的要求——が端的に示されているとあってよい。その第一は、ブルジョア階級の「階級予算」にたいする原則的拒否の態度、第二に、この大原則の上に立った、あるいはこの大原則の具体化としての、間接税の廃止（もしくは軽減）と剰余価値ならびにその分配諸形態にたいする累進・直接課税の要求、がそれである。

この点レーニンの場合には、資本主義と階級闘争のより高い発展段階を反映して、税制面のみならず経費面での改良闘争（勤労者の状態の改善）の要求を含め、いっそう具体的で体系的に示されている。たとえば、こう述

べている。「予算問題については、本協議会（ロシア社会民主労働党第5回全国協議会、1908年）は、予算全体に賛成投票することは原則的にゆるされないものとみとめられる、と考える。大衆の抑圧手段の経費を法的に確認している、階級国家の予算の個々の項目に賛成投票することも、同じくゆるされないものとみとめられる。改革、または文化的欲求の費目に賛成するにあたっては、わが党の綱領の原則、すなわち社会民主黨員は、勤労階級にたいする警察的＝官僚的後見と結びついた諸改革を排撃するという原則を、もっとも重要なものとみなすべきである。だから、第三国会でとおされる、いわゆる諸改革と、いわゆる文化的欲求の費目とに反対投票することは、原則でなければならない。一般的条件にもかかわらず、勤労者の状態の改善がありうるという以上にでない特殊なばあいには、棄権して、その棄権の理由について特別の声明をだすことが望ましい。最後に、労働者にとってはっきり利益だということが疑いないような例外的なばあいには、『賛成』投票することがゆるされるが、しかし中央委員会、党組織、労働組合組織の代表者との協議がのぞましい<sup>40)</sup>。「間接税はもっとも不公平な税金である。間接税というのは、貧乏人にかかる税金である。……所得税、あるいはもっと正確に言えば、累進所得税は、間接税よりずっと公平である。だから、社会民主主義者は、間接税の廃止と累進所得税の制定をかちとろうと、つとめているのである。しかし、有産者の全体、ブルジョア全体がこれを望まないで、反対することは、わかりきっている。ただ貧農と都市労働者の強固な同盟だけが、ブルジョアジーからこの改善をたたかいとることができるのである」<sup>40)</sup>。

以上のマルクス・エンゲルスならびにレーニンの見解——確かにそれらは、その国その時の歴史的特殊性を多かれ少なかれ反映しているとはいえ——のなかに、現代へ通じる一般性、すなわち階級対立と階級闘争の見地に一貫して立った財政問題にたいする実践的態度、あるいは、財政問題にたいする革命と改良の弁証法の教訓に富んだ適用をみることができる。



- (1) 向坂逸郎『マルクス経済学の方法』、『資本論入門』, 岩波書店, 参照。
- (2) 詳しくは小林晃『マルクス主義財政論』, 新評論, 参照。なお, この節は岡崎次郎編『現代マルクス・レーニン主義事典』上巻, 社会思想社, 所収の拙稿「財政論」を補筆したものである。
- (3) エンゲルス「反デューリング論」, マルクス・エンゲルス全集, 大月書店, 第20巻, 26頁。
- (4) マルクス「経済学批判への序説」, 全集第13巻, 635頁。
- (5) マルクス『資本論』, 全集第23巻 a, 10頁。
- (6) エンゲルス「マルクス『経済学批判』」(書評), 全集第13巻, 472頁。
- (7) マルクス「経済学批判」, 全集第13巻, 6頁。
- (8) マルクス「L. フォイエルバッハと古典哲学の終結」, 全集第21巻, 306頁。
- (9) エンゲルス「Y. ブロッホへの手紙」, 全集第37巻, 402頁。「W. ボルギウスへの手紙」, 全集第39巻, 186頁。
- (10) エンゲルス「C. シュミットへの手紙」, 全集第37巻, 379, 424頁。「W. ボルギウスへの手紙」, 全集第39巻, 186頁。
- (11) エンゲルス「C. シュミットへの手紙」, 全集第37巻, 424~425頁。「反デューリング論」, 全集第20巻, 189~190頁。
- (12) マルクス「経済学批判」(序言), 全集第13巻, 7頁。
- (13) レーニン「国家について」, レーニン全集, 大月書店, 第29巻, 479頁。
- (14) レーニン「国家と革命」, 全集第25巻, 416頁。
- (15) エンゲルス「家族, 私有財産および国家の起源」, 全集第21巻, 172, 169頁。
- (16) 同上, 168頁。
- (17) 同上, 170~171頁。
- (18) エンゲルス「反デューリング論」, 全集第20巻, 289頁。
- (19) レーニン「自決にかんする討論の総括」, 全集第22巻, 379頁。
- (20) エンゲルス「家族, 私有財産および国家の起源」, 全集第21巻, 171頁。
- (21) 同上, 171頁。
- (22) マルクス・エンゲルス「共産党宣言」, 全集第4巻, 477頁。
- (23) エンゲルス「反デューリング論」, 全集第20巻, 287頁。
- (24) レーニン「国家と革命」, 全集第25巻, 445頁。
- (25) マルクス「ポンド, シリング, ペンス, または階級予算」, 全集第9巻, 61頁。
- (26) マルクス・エンゲルス「書評『社会主義と租税』, エミール・ド・ジラルダン」, 全集第7巻, 295頁。
- (27) マルクス「ルイ・ボナパルトのブルユメール18日」, 全集第8巻, 192頁。
- (28) マルクス『資本論』, 第3巻, 全集第25巻b, 609頁。



- (29) マルクス「ゴータ綱領批判」, 全集第19巻, 30頁。
- (30) マルクス「道徳的批判と批判的道徳」, 全集第4巻, 365頁。
- (31) レーニン「社会民主党の農業綱領」, 全集第15巻, 161頁。
- (32) マルクス『資本論』第3巻, 全集第25巻 b, 786頁。
- (33) マルクス「フランスにおける階級闘争」, 全集第7巻, 81頁。
- (34) マルクス『資本論』第1巻, 全集第23巻b, 980頁。
- (35) マルクス「イギリスの新予算」, 全集第12巻, 124頁。
- (36) マルクス「議会——ディズレーリの予算」, 全集第8巻, 464頁。なお、この点くわしくは、小林晃『マルクス主義財政論』新評論刊, 第6章第2節を参照。
- (37) マルクス・エンゲルス「書評『社会主義と租税』」, 全集第7巻, 293~294頁。
- (38) この点くわしくは前掲『マルクス主義財政論』第7章ならびに拙著『現代の改良主義批判』十月社, 参照。
- (39) エンゲルス「1891年の社会民主党綱領（エルフルト綱領）草案の批判」, 全集第22巻, 244頁。
- (40) レーニン「ロシア社会民主労働党第5回（全国）協議会」, 全集第15巻, 314~315頁。
- (41) レーニン「貧農に訴える」, 全集第6巻, 412~414頁。

## 7

周知のとおり、マルクス経済学の立場では、国内外を含めて、一般に現代資本主義を国家独占資本主義 (state monopoly capitalism, staatsmonopolistischer Kapitalismus) と総称している。これに対して、近代経済学の立場では、混合経済 (mixed economy) ないし二重経済 (dual economy) と多く呼ばれていることは前号の1でもすでに簡単に述べたとおりである。

国家独占資本主義（国家—独占—資本主義）という呼称は、現代資本主義の本質と歴史的特徴をきわめて簡潔に概括しているとい<sup>(1)</sup>ってよい。まず第一に、現代資本主義も依然として資本主義であることに変わりなく、したがって資本主義としての一般的本質は現代でも不変であり、労資の階級対立と階級闘争を基軸として構成された階級社会にほかならないということである。第二に、このうえで少数の独占資本（資本力を集中し、生産と市場を独占的に支配する少数の巨大企業）の成立と支配が、現代資本主義の現代

的特徴をなしていることである。<sup>(3)</sup>

「経済的には、帝国主義（現代資本主義）は、資本主義の最高の発展段階、すなわち、競争の自由にかわって独占があらわれるほど、生産が大々的規模になった段階である。この点に帝国主義（現代資本主義）の経済的本質がある。独占は、トラスト、シンジケート、その他のなかにも、巨大銀行の全能のなかにも、原料資源の買占めその他のなかにも、銀行資本の集中等々のなかにも現われる。経済的独占に、すべての問題がある<sup>(4)</sup>」。

そして第三の特徴をなすのは、この少数の独占資本と国家との融合・癒着ならびに国家の「経済的役割」の増大である。この意味で、現代資本主義はまさしく国家一独占一資本主義と呼ぶにふさわしい資本主義である。それは現代資本主義を特徴づける上記三つの基本的メルクマールを一言で端的に表現しているからである。現在のわが国が、こうした三つの本質と特徴をそなえた国家独占資本主義の段階にあることは明らかであろう。わが国の階級構成、資本の集積・集中度、経済と国家を實質上支配するいわゆる「政官財」（政府与党、官僚機構、財界＝民間独占資本）の複合・癒着<sup>(5)</sup>の現実が証明しているとおりでである。

第2表 現代日本の階級構成（有業人口）

区 分	1960年		1980年	
	実数(千人)	構成比	実数(千人)	構成比
労働者	24,000	55.0	40,500	71.6
農・漁民	12,900	29.6	5,600	9.9
小企業者	5,500	12.6	8,600	15.2
資本家	160	0.4	316	0.6
うち独占資本	5	0.01	7	0.01
その他（自由業・地主など）	1,040	2.4	1,584	2.8
合 計	43,600	100.0	56,600	100.0

- (注) 1. 有業者とは、15歳以上の就業労働力  
 2. 小企業者とは、1～49人の労働力を雇用する企業者  
 3. 資本家とは、50人以上の労働力を雇用する企業者  
 4. 独占資本とは、1,000人以上の労働力を雇用する企業の「重役」「経営者」

出所：国勢調査（census）より算出。

第2表は、第一のメルクマールとの関連で、現代日本の階級構成を示したものである。階級区分の基準をなすものが生産手段の所有関係——所有・非所有にあることはいうまでもない。<sup>(6)</sup>資本主義という階級社会であるから、一方の極に、社会の主要生産手段を私有する資本家階級、他方の極に、生産手段は非所有だが労働に従事する労働者階級、この両者が労働力商品の売買関係という形態をとった搾取・被搾取関係で結びついて、社会の二大中心階級をなすことはいうまでもない。1980年度において、資本家階級は中小資本を含め全体で0.6%、そのうち独占資本のみだと、わずかに0.01%を占めるにすぎない。これにたいして、労働者階級は71.6%を占めている。

両者のあいだに「中間」階級としての農漁民、小企業者が存在する。一方において、小規模といえども生産手段を所有しており、他方において、労働者と同様に労働に従事するという、いわば労資の「中間」的な性格もっているからである。だが現代では、この階級は他人の労働を搾取せず、独占資本による種々の形の搾取・収奪をうける立場と条件の下におかれている点で、労働者階級と基本的に共通の利害関係にたっているとみなしてよい。したがって、労働者、農漁民、小企業者をあわせた広義の勤労階級(国民)は全体の99%強を占め、文字どおり国民の圧倒的多数派を形成している。

また、60年と80年の間の推移をみると、資本家は0.4%から0.6%へ微増だが、「中間」階級(とりわけ農漁民)が42.2%から25.1%へ激減し、労働者が55.0%から71.6%へ増大して、資本家階級と労働者階級という二大階級への両極分化も傾向的に今なお拡大している。

第3表は第二のメルクマールを実証する統計指標である。これは、わが国の営利法人の規模別構成を示したものであるが、総法人数約170万(1986年度)のうち、一般的に独占資本とみなしてよい資本金10億円以上の巨大法人は、実数で約3,000、構成比でわずかに0.2%を占めるにすぎない。ところが、この少数の独占資本のもとに、資本金総額の62.6%、営業収入

第3表 独占資本の経済力集中度 (億円, %)

区分		法人数	資本金	営業収入	所得金額
2,000万円未満	1981年	1,378,822 (92.0)	49,009 (17.0)	2,163,931 (26.4)	45,619 (20.0)
	1986	1,547,195 (90.9)	60,041 (15.0)	2,843,195 (27.6)	50,546 (16.9)
2,000万円 ～1億円未満	1981	102,996 (6.9)	36,401 (12.6)	1,469,929 (17.9)	37,648 (16.5)
	1986	133,663 (7.9)	47,572 (11.9)	1,807,401 (17.6)	44,678 (15.0)
1億円 ～10億円未満	1981	14,713 (1.0)	36,127 (12.5)	1,276,853 (15.6)	36,323 (15.9)
	1986	17,740 (1.0)	42,305 (10.5)	1,452,228 (14.1)	41,093 (13.8)
10億円以上	1981	2,357 (0.2)	167,353 (58.9)	3,288,425 (40.1)	109,007 (47.7)
	1986	3,044 (0.2)	251,082 (62.6)	4,180,976 (40.7)	162,483 (54.4)
合計	1981	1,498,888 (100.0)	288,890 (100.0)	8,204,143 (100.0)	228,597 (100.0)
	1986	1,701,642 (100.0)	401,000 (100.0)	10,283,800 (100.0)	298,800 (100.0)

(注) 資本金100億円以上の超大企業472社のみについてみれば、各項目の比率は順番に以下の通り(1986年分)。(0.03)(44.0)(27.6)(38.7)。

出所：国税庁『法人企業の実態』(1983, 87年)より算出。

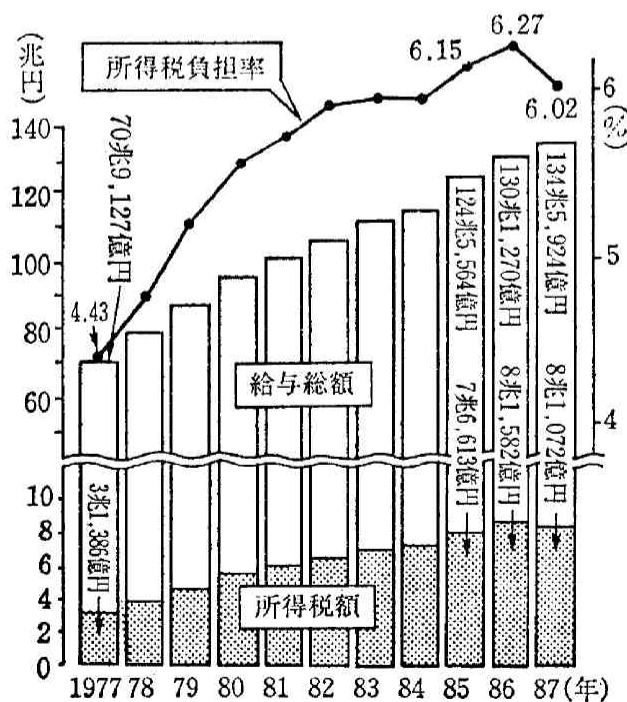
(売上高)総額の40.7%、法人所得総額の54.4%が集中・支配されている。資本金100億円以上の超大企業(実数で472,比率で0.03%)だけでも、それぞれ44.0%、27.6%、38.7%をも占めている。しかも、中小零細法人のかなりの部分が、資本参加、融資、役員派遣など種々の形で大企業の系列支配下に多かれ少なかれおかれている実態を考えれば、独占資本のもとへの経済力と富の集中度は、この統計数字が示す以上にはるかに大きいとみて間違いはない。逆にいえば、社会主義の物質的・経済的な前提条件が、きわめて高度に成熟していることをも物語っている。

また、1981～86年の推移でも、独占資本の経済力の集中度は、法人数比において0.2%と変りないものの、資本金で57.9%から62.6%へ、営業収入で40.1%から40.7%へ、所得金額で47.7%から54.4%へと、いずれも高まっているのが注目される。資本の集積、集中も傾向的に進んでいることを示している。

こうして、マルクスが『資本論』のなかで、資本主義下の経済成長（資本蓄積）の「一般的法則」として、「一極における富の蓄積は、同時に対極における、すなわちそれ自身の生産物を資本として生産する階級の側における貧困、労働苦……の蓄積である<sup>(7)</sup>」と述べていることが明白に実証されている。以下にのべる個人所得ならびに法人所得における巨大な所得間格差の存在とその傾向的拡大は、その一現象形態ということが出来る。

国税庁による1988年分「長者番付」<sup>(8)</sup>公示によると、公示対象者（所得税納税額が1千万円を超えた高額納税者。年収換算では5～6千万円超）は11万1,609人、1億円以上（年収で5～6億円以上）の納税者も2,207人となっている。

第6図 納税者の給与総額と税額の推移





なお、88年分の最高は、年収約430億円、所得税約68億5,000万円、同負担率15.9%、税引後の所得約361億5,000万円となっている。これら「長者」は階級区分からいえば、一般に独占資本の側に属すると考えてよい。

他方、同じ国税庁による「民間給与実態調査」(1987年分)によれば、民間サラリーマンの1人当たり平均年収は371万8,000円、所得税納税者割合89.3%、1人当たり所得税納税額24万900円、同負担率6.02%となっている(第6図参照)。これを平均家庭(年収399万9,000円、夫婦と子供2人)にあてはめると、所得税・住民税・社会保険料(税)の税負担額は48万4,110円(税率3%の消費税分約12万円を加えれば総額約60万円)となる。

こうした極端な所得間格差の対照的現実をみただけでも、「一極における富の蓄積」と「対極における貧困の蓄積」(低所得一搾取と重税一追加搾取)という資本蓄積の「一般的法則」が明白に貫ぬいているとあってよいであろう。同時にまた、「現代の財政論」が現代財政の一役割として挙げている「国家による「所得の再分配」も、その建前をよそに、実際はほとんど機能していないことをも実証しているといつてよい。

こうした「一般法則」は、当然ながら、上述の個人所得においてのみならず、法人所得においても貫徹する。法人総数のなかでわずかに0.2%、実

第4表 企業献金の実態(5千万円以上分)

〈業種団体〉	総額	献金先の内訳(%)		
		国民政治協 会	政和協会	その他
鋼材倶楽部	10,000	90	10	0
石油連盟	9,700	94	6	0
大証正会員協会	9,573	90	8	2
日本自動車工業会	9,500	89	11	0
日本鉄鋼連盟	8,500	88	12	0
不動産協会	8,220	94	6	0
全国相互銀行協会	8,000	88	12	0
日本化学繊維協会	8,000	88	12	0
石油化学工業協会	6,536	92	8	10
東証正会員協会	6,200	45	45	10

セメント協会	5,000	80	20	0
〈企業〉				
富士銀行	8,375	92	8	0
第一勧業銀行	8,286	93	7	0
三和銀行	8,275	93	7	0
三菱銀行	8,275	93	7	0
新日本製鉄	8,100	93	7	0
住友銀行	7,950	90	8	2
三井銀行	7,944	93	7	0
日本興業銀行	7,687	92	8	0
日本長期信用銀行	7,676	92	8	0
東京銀行	7,271	92	8	0
三菱商事	7,210	95	3	2
東海銀行	7,052	92	8	0
日本鋼管	6,700	94	6	0
松下電器産業	6,700	90	7	3
川崎製鉄	6,648	91	9	0
太陽神戸銀行	6,636	92	8	0
神戸製鋼所	6,600	91	9	0
住友金属工業	6,600	91	9	0
日立製作所	6,600	95	5	0
日本債券信用銀行	6,537	92	8	0
三菱電機	6,421	94	4	2
東芝	6,360	94	6	0
三菱重工	6,235	81	16	6
大和銀行	5,804	92	8	0
日本生命保険	5,727	86	11	3
三井物産	5,700	98	2	0
東京海上火災保険	5,690	95	3	2
協和銀行	5,366	92	8	0
トヨタ自動車	5,320	71	29	0
埼玉銀行	5,233	93	7	0
第一生命保険	5,180	90	8	2
日産自動車	5,120	91	9	0
伊藤忠商事	5,090	95	0	5
丸紅	5,060	95	0	5

(注) 国民政治協会は自民党への、政和協会は民社党への献金窓口機関である。

出所：自治省「1986年政治資金収支報告書」。

数で3,044にすぎない資本金10億円以上の大法人（独占資本）の場合、一法人当りの平均法人所得は約53億4千万円に達する（第3表より算出）。これにたいして、法人総数の90.9%を占め、実数で約155万に達する資本金2千万円以下の最零細法人の場合、一法人当りの平均法人所得はわずかに約327万円にすぎない。民間サラリーマンの平均年収にすら及ばない額にすぎない。「一極における富の蓄積」と「対極における貧困の蓄積」という「一般法則」（必然的傾向）と実態は、ここでもきわめて歴然としている。

現代資本主義が国家独占資本主義であること示す第三のメルクマール、すなわち独占資本と国家との融合・癒着あるいは「政・官・財」複合は、さまざまなルートを通して、いわば多角的重層的に形成されている。

すでに述べたとおり、そもそも国家（権力）とは、その本質において、当該の社会体制のなかで支配的地位を占める階級の国家であり、その階級利益を基本的に擁護する権力機関であるから、資本と国家が融合・癒着関係をもつのは必然かつ当然である。だが現代の国家独占資本主義のもとでは、それが資本主義の従前の時期にくらべて比較にならないほど質量ともに高度に、そして強固に形成されている点に特徴がある。やや具体的にいえば、「政」すなわち独占資本の階級政党をいわば核として（ついでにいえば政党とは、主としてどの階級の階級利益を代表するかは別として、その本質において、すべて階級政党である）、一方で「財」すなわち財界ないし民間独占資本、他方で「官」すなわち官僚機構が、緊密な複合体を形づくっていることである。この事実の一端を示す一指標が「政」と「財」との資金的結合関係である。

自治省「1986年政治資金報告書」によると、86年中に政党、政治資金団体、政治団体が集めた政治資金の総額は約1,676億円（都道府県選管に届けられた地方分を加えれば約3千億円）となっている。この中で500万円以上の大口企業献金（ただし、各派閥や政治家系列の政治団体分を除き、政党に代わって献金を受ける政治資金団体分のみ）が、計379社・団体、献金総額約78億6千万円となっている。さらにこのうち、上位の5千万円以上の分を示した

のが第4表である。みられるとおり、企業献金のほとんどが、政和協会（民社党への献金窓口機関）への一部を除いて、国民政治協会（自民党への献金窓口機関）へ向けられている。これだけでも「政・財」複合の事実を証明するに十分であろう。

以上に述べてきた現実と実態をふまえて考えれば明らかのように、現代資本主義下の税財政問題は、けっして真空のなかで繰り広げられているわけでもなければ、あるいは「中立」的、「第三者」的な舞台のうえで繰り広げられているわけでもない。労資の二大階級間の階級的な対抗関係のなかで、諸階級・階層の利害の絡み合いのなかで必然的に展開される。財政の「主体」としての国家は事実上の総資本であるから、個別資本の次元における労資の階級的対立関係（利潤と賃金）は、国家と財政すなわち総資本の次元において、総資本と総労働との対立・対抗関係となって必然的に反映せざるをえないからである。“大砲（軍備）かバタ（社会保障）か”，不公平税制の是正か消費税の導入かという二者択一的な論争は、その具体的で象徴的な事例である。すでに先に、資本主義下の税財政問題は実践的には結局階級闘争の問題に帰着すると述べておいたのも、この意味においてである。

最後に一言つけくわえておかなければならないのは、国家独占資本主義の一般的な政治的メルクマールともいべきもの——「政治反動と民族的抑圧への志向」<sup>(9)</sup>——についてである。

「民主主義から政治的反動への転換が、新しい経済のうえに、独占資本主義のうえに立つ政治的上部構造である。自由競争には民主主義が照応する。独占には政治的反動が照応する。……対外政策でも対内政策でも一様に、帝国主義は民主主義の破壊をめざし、反動をめざす」<sup>(10)</sup>。

このことは、戦後わが国における独占資本の階級政党とその国家の政治基調、すなわち一貫した改憲への志向に象徴的に示されているといてよい。現憲法の心髄をなす平和主義と民主主義を維持し、さらに前進させる方向ではなく、それと逆行する内容の改憲が追求され続けているからであ

る。近年の「行革」予算下における違憲の軍拡と軍事（防衛）費の膨張は、その一証左である。現代日本において、護憲の運動が社会党を中心とする革新勢力（労働階級の側）によって担われていることも、そのことを逆に証明している。

- (1) 現代資本主義を国家独占資本主義としてはじめて特徴づけたレーニンの見解については、拙稿「レーニンの国家独占資本主義論」（『現代の改良主義批判』十月社、所収）参照。
- (2) マルクス『資本論』、エンゲルス『家族、私有財産ならびに国家の起源』、レーニン『国家と革命』参照。
- (3) レーニン『帝国主義論』参照。
- (4) レーニン「マルクス主義の戯画と『帝国主義的経済』とについて」、全集第23巻、38頁。
- (5) 詳しくは、小林晃編著『日本帝国主義』十月社、参照。
- (6) 株式会社を支配的企業形態とする現代では、個人企業を支配的とする時期に比べて所有関係が「複雑」化していることは事実である。しかし、その資本主義的本質にはなんら変化はない。この点詳しくは、『資本論』第3巻第5篇第23章のⅢ（岩波文庫、第7分冊、175～183頁）ならびに拙著『現代資本主義と労働者』十月社、228～234頁参照。
- (7) 前出『資本論』、第1巻第3分冊、231～232頁。
- (8) 「高額所得者公示制度」（確定申告が完了した毎年5月頃に、高額所得者“番付”として年間所得1,000万円以上——ただし1984年度からは税務統計上の「高額所得者」は、1,500万円超に改訂——を税務署が公表する制度）が、1984年度税制改正の一環として従来の年収公示から納税額1,000万円超の公示に「改正」（悪）された。  
これは、一般のサラリーマン・労働者の平均年収が約300～400万円、対するに高額所得者（独占資本家）が公表分だけとって、数百、数十億円もの“億万長者”が居並ぶという、現代資本主義に特有の極端な所得間格差を、勤労国民の目から隠蔽する政治的意図による改悪と非難されても仕方あるまい。
- (9) レーニン『帝国主義論』、全集第22巻、310、332、344頁。
- (10) レーニン「マルクス主義の戯画と『帝国主義的経済』とについて」、全集第23巻、38頁。あわせて前掲『日本帝国主義』参照。



## 8

国家独占資本主義としての現代資本主義は、レーニンが規定したとおり「資本主義の最高の段階としての帝国主義」であり、したがって最後の歴史的段階にある資本主義である。国家独占資本主義は、この帝国主義段階のなかで、第一次大戦とロシア社会主義革命の成功とともに始まるいわゆる資本主義の一般的危機に対応した、帝国主義の最高にして最終の局面をなしている。いいかえれば、社会主義と資本主義という両体制間の矛盾と対立を基軸とする、社会主義への世界史的移行期にまで延命した資本主義である（前出、第4図参照）。

国家独占資本主義に固有の経済体制は、第一次大戦下の「戦時・国家独占資本主義」をその端緒としつつ、1930年代の世界大恐慌脱出過程において本格的に成立した。そしてさらに、それは第二次大戦と戦後の発展過程を経るなかでいちだんと成熟し、こうして国家独占資本主義は、一般的危機下の現代資本主義に特有な独占資本の経済体制・蓄積機構として定着するにいたった。一般に近代経済学が国家独占資本主義を「混合（ないし二重）経済」と規定していることにも示されているように、国民経済に占める経済の「公的部門」の比重の増大、「国家の経済的役割」の増大が現代資本主義の経済的一特徴をなしている。だが問題は、その階級的内容と本質である。それは一言でいえば、民間独占資本の資本蓄積に対する国家による補完・促進とそれによる体制の維持・安定にある。<sup>(1)</sup>

このような総資本の立場からみた「国家の経済的役割」の第一は、1930年代の世界大恐慌対策としてスタートした「管理通貨」制度を前提とするインフレ的恐慌対策（財政・金融政策）の推進である。前号の4,5ですでに述べたとおり、30年代世界大恐慌は、あくまで「均衡財政」を維持しつつ、「合理化」と賃金切下げ、金利引き下げなどによって恐慌からの脱出をはかるという、経済の「自動回復力」を前提とする従来の恐慌対策のみでは不十分であることを示した。そこで国家は、この大恐慌に対処するために、

従来の均衡財政主義にたった「消極的」財政政策から一転して、赤字国債発行による財源をもとに、公共投資の推進と軍事支出の拡大をつうじて独占資本に追加需要を投与し、それによって恐慌からの脱出をはかるべく「積極的財政政策」(spending policy) ないし景気対策的財政政策 (fiscal policy) を展開するにいたるのである。そして、これは単に一時的な大恐慌対策として終わることなく、その後も恐慌(不況)が頻発するにともなって、国家独占資本主義に特徴的な一般的・恒常的政策として推進されることになった。これとあわせて、独占資本にたいする種々の税制上の優遇措置、不況カルテル政策なども国家による不況「対策」の重要な一環をなしている。

第二は、「総資本」としての国家による国家企業の経営や「公共」事業(投資)をつうじて、さらには資本蓄積優遇の税制(広義の租税特別措置ほか)、各種の産業・企業むけ補助金支出等々をつうじて、個別独占資本による利潤追求と国際経済競争力強化の根幹をなす「合理化」を体制的に補強・促進していることである。「社会的間接資本」ないし「産業基盤」の整備、「産業構造政策」、「地域開発」等々のための「公共投資」は、個別独占資本のために、膨大な固定投資を肩がわりしているだけでなく、それを通じて個別独占資本の蓄積と「合理化」を補完・促進する。また同時に、こうした国家による莫大な投資は、とりわけ不況期において追加需要の投与を意味し、不況「対策」の一手段として一石二鳥の機能をはたす。

なお、「産業構造政策」による農業、中小零細企業の「合理化」(具体的には減反、農産物自由化、スクラップ・アンド・ビルドなど)も、国民経済規模での独占資本の「合理化」推進の重要な一環をなしている。

第三は、独占資本の資金調達における国家(財政)資金の役割である。大衆課税、国債発行、あるいは各種社会保険収入(形を変えた大衆課税)などとして調達した資金が各種の政府金融機関をつうじて、直接あるいは間接的に、民間企業に長期・低利で投融資される。これは民間資金が、本来の金融市場の機構と機能にしたがって商品経済的に産業に供給されるのではなく、多かれ少なかれ権力的にいったん国家の手に吸収・集中されて後、

民間産業に供給されることを意味する。こうして独占資本は、資金調達面においてもみずからの蓄積機構の内部に国家を積極的に組み入れ、活用している。いわゆる財政投融资は、こうした国家の経済的活動の総括的中軸をなしている。

第四の特徴は、国家権力による直接間接の賃金統制、より一般的にいえば、労資関係への権力的介入と規制である。すでに第一に指摘したインフレ政策とインフレ的物価騰貴にもとづいて実質賃金を不断に切り下げていく方法、経済成長率（ないし労働生産性上昇率）の枠内という一定の目安を指示し、その範囲に年々の賃上げを管理・抑制しようとするいわゆる「所得政策」（「生産性基準原理」）の導入、労働者の団結権、団交権、争議権を規制ないし制限して「中立的・第三者」機関に賃金決定を委ねる方法、さらにすすめば国家による賃金の直接統制の方法がとられる。いずれの方式がとられようとも、これらはいずれも労資関係を国家権力によって直接間接に規制して賃金を抑制し、独占利潤を最大限に確保しようとするものであることはいうまでもない。

なお、農漁業、小零細企業の「合理化」による低賃金労働力の「創出」（労働力の「流動化」）、文教政策による「期待される人間像」をそなえた労働力の「育成」なども、「廉価」で「良質」な労働力商品の提供を目的とする現代「国家の経済的役割」の重要な一環をなしている。

最後に第五の役割としてあげなければならないのが、独占資本の新植民地主義を含む「海外経済進出」すなわち資本輸出、商品輸出（貿易）、資源開発等々を露払する国家政策である。「政府開発援助」「海外経済協力」費、税制、日本輸出入銀行、財投、外国為替管理など、国家財政のあらゆる分野がそのために動員される。資本主義の発展が経済の「国際化」を進展させるのも必然的一傾向であるから、この面における「国家の経済的役割」も当然ながら質量ともに増大する。

こうした諸々の重要な「国家の経済的役割」を総資本の立場において経済的に統括しているのが、現代資本主義の国家財政にほかならない。

- (1) 国家機関費，軍事・警察費，社会保障費に代表されるような，現代資本主義下の「国家の政治的役割」に基本的にかかわる財政活動については，この節では言及していない。この点については後述する。